

管理 No.	申 163
--------	-------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署:教育部 教育支援・相談課
(総務係)

根拠区分	条例・規則
許認可等の名称	奈良市教育センターの施設の使用料の減免
根拠条例・規則の名称／条項	奈良市教育センター条例(平成22年奈良市条例第53号)第8条
処分権者	奈良市教育委員会
審査基準	<p>奈良市教育センターの施設の使用料の減免は、次の基準により判断する。</p> <p>・奈良市教育センター条例施行規則(平成23年3月30日教育委員会規則第6号)第9条</p> <p>(関連条文)</p> <p>【奈良市教育センター条例施行規則(平成23年3月30日教育委員会規則第6号)】</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第9条 条例第8条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、奈良市教育センター使用料減免申請書(別記第8号様式)に使用承認書を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請に基づき減免を決定した場合は、奈良市教育センター使用料減免決定通知書(別記第9号様式)を交付するものとする。</p> <p>【奈良市教育センター施設使用内規(平成24年4月制定)】</p> <p>(減免の基準)</p> <p>第6条 条例第8条の規定より使用料を減免することができる場合は、奈良市又は奈良市教育委員会が主催及び共催する事業のために使用するときとし、その使用料の全額を免除するものとする。</p>
標準処理期間	7日間
最終更新日	平成31年4月1日更新